

経済産業省の迷惑メール対策



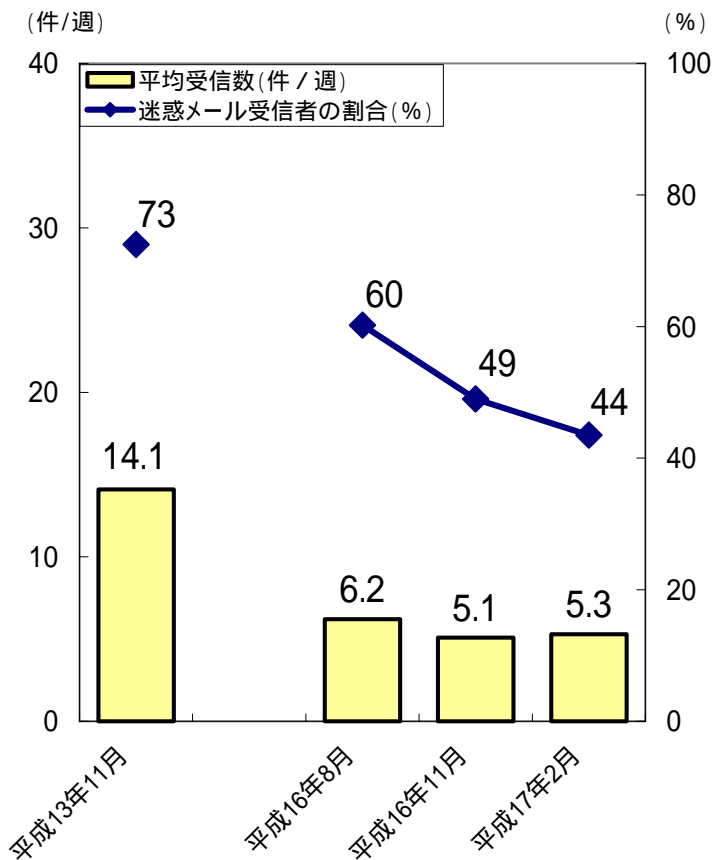
平成17年5月10日

経済産業省

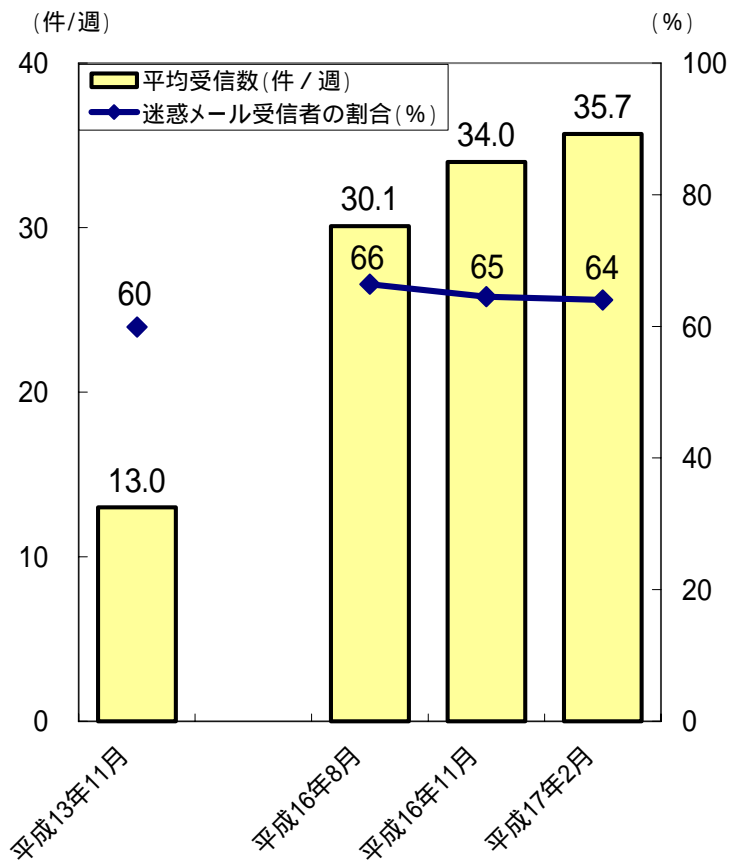
1. 迷惑メールの現状(受信状況)

- ・この3年間で携帯電話における迷惑メール受信数は減少した。
- ・一方、PCにおける迷惑メール受信数は増加を続けている。

< 携帯電話 >



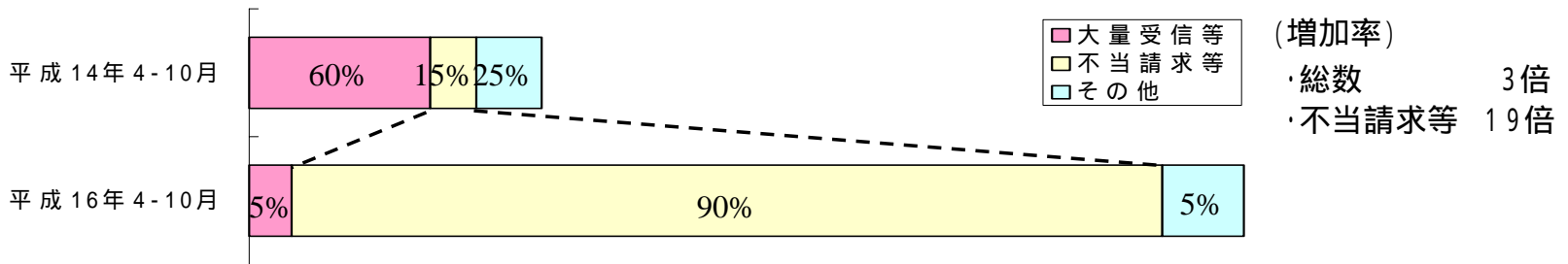
< PC >



2. 迷惑メールの現状(苦情相談状況)

- ・最近は、不当請求等に関する苦情相談が急増している。
- ・相談者の多くが若年層である。

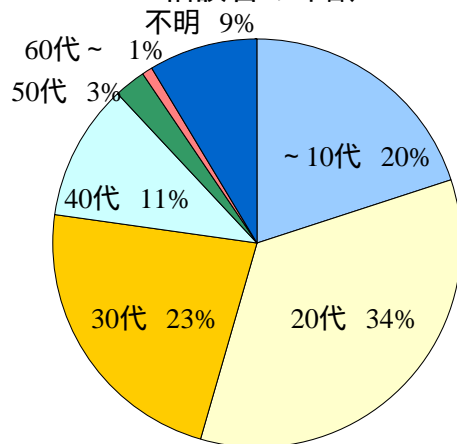
< 迷惑メールに係る苦情相談の推移 >



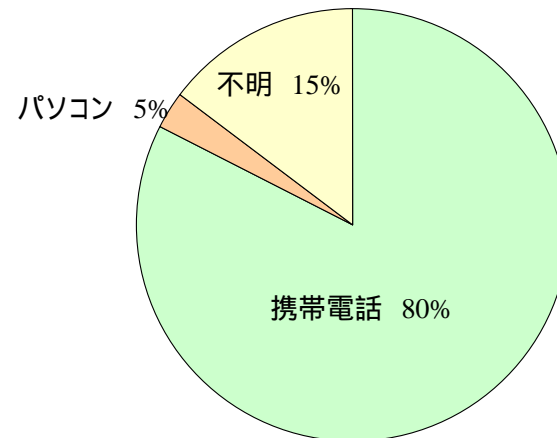
大量受信等: 迷惑メールを受信すること自体による迷惑

不当請求等: 迷惑メールで紹介されたサイトにアクセスしたことがきっかけとなったトラブル

< 相談者の年齢 >



< 受信端末の種類 >



3. 特定電子メール法と特定商取引法

- ・「特定電子メール法」では迷惑メールを「不当な通信」として規制
 - ・「特定商取引法」では迷惑メールを「通信販売の広告」として規制
- 両法律の連携により、総合的な迷惑メール対策が可能になる。

	特定電子メール法	特定商取引法
法目的	電子メールの送受信上の支障の防止の観点から送信規制	取引の公正及び消費者保護の観点から広告規制
規制対象メール	一時に多数送信される広告宣伝メール(SMS等を除く。)	通信販売等の商業広告メール(指定商品等に限る)
規制対象者	送信者(委託をした者は除く。)	販売業者及び役務提供事業者等(広告代行業者は除く。)
規制内容		
表示義務 (共通事項)	・件名欄に「未承諾広告」 ・送信者のメールアドレス、住所等 ・受信拒否の方法	・件名欄に「未承諾広告」 ・販売業者等のメールアドレス、住所等 ・受信拒否の方法
(個別事項)	・経路情報	・取引条件等
再送信禁止		
架空メール 対策	・架空メールアドレスによる送信禁止 ・電気通信役務の提供の拒否	-
Webサイト 規制	-	・虚偽誇大広告の禁止 ・意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止
主務大臣	総務大臣	経済産業大臣及び事業所管大臣

注) 特定電子メール法については、現行法の内容を記載

4. 特定商取引法における迷惑メール規制

1. 迷惑メールの送信に関する規制

件名欄への「未承諾広告」の表示義務
本文最前部への事業者情報の表示義務
再送信禁止義務(オプト・アウト)

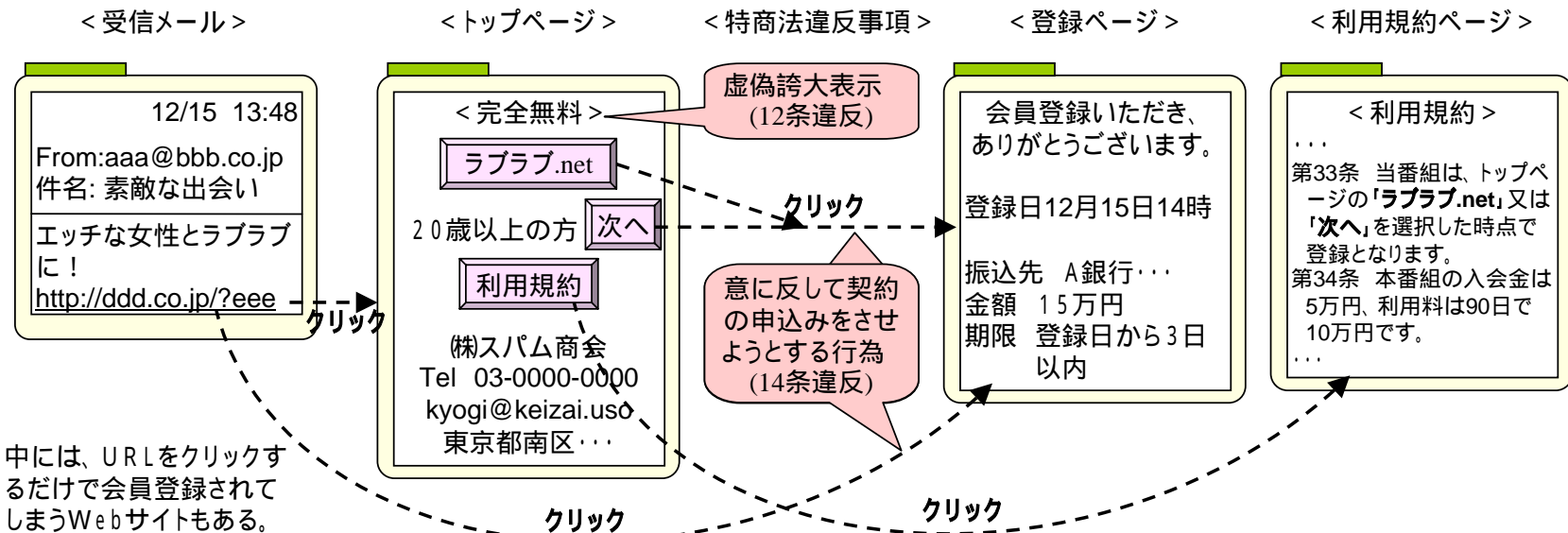
2. 迷惑メール由来の通信販売広告にも課される規制

(具体例は以下参照)

虚偽・誇大広告の禁止(刑事罰の適用あり)
広告(電子メール及びリンク先Webサイト)中で、役務の対価などについて虚偽・誇大な広告をすることを禁止

意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止
販売業者等がWebサイト上で契約の申込みを受ける場合に、「申込み」となる行為を明示しないこと等を禁止

【通信販売規制に違反したWebサイトの例】



5. 迷惑メール追放支援プロジェクト

・迷惑メール送信を行う悪質事業者の各フェーズに対応した総合的な対策を講じることにより、迷惑メールの追放を図っている。

悪質事業者の手口

悪質事業者は、

<フェーズ1>

無差別かつ大量に迷惑メールを送信し、

<フェーズ2>

迷惑メールで紹介したWebサイトで不当請求を行い、

<フェーズ3>

自らが管理する他人名義の預金口座に振り込ませた金銭を入手して、

不当な利益を得ている。

送らせず

不当請求
させず

引き出
させず

「迷惑メール追放支援プロジェクト」の概要

調査用の携帯電話及びPCを自ら設置して迷惑メールを収集し、

<対策1>

広告メールが特定商取引法の表示義務に違反していることを認定することで、ISPが約款に基づいて迷惑メール送信者を利用停止にすることを支援し(総務省と共同実施)、

<対策2>

Webサイトの広告表示が特定商取引法に違反していることを認定することで、ISPが約款に基づいてWebサイトを削除することを支援し、

<対策3>

不正預金口座情報の提供先の金融機関が本人確認を実施することによって、金融機関が不正預金口座の凍結等を措置するのを促進することにより、

迷惑メールの追放を図る。